

第 4 号議案

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

- 1 事 件 名 建物収去土地明渡請求事件
- 2 原 告 亀岡市安町野々神 8 番地
亀岡市
- 3 被 告 亀岡市追分町下島 4 5 番地の 1 5
山惣株式会社
- 4 対 象 土 地 亀岡市保津町セイシカ 1 番 1
亀岡市保津町セイシカ 2 番 4
亀岡市保津町セイシカ 2 番 5
亀岡市保津町セイシカ 2 番 8
亀岡市保津町セイシカ 3 番 4
亀岡市保津町セイシカ 1 6 番 1
亀岡市保津町下大年 4 7 番 1
- 5 対 象 建 物 対象土地上の建物

- 6 請求の趣旨
- (1) 被告は、原告に対し、対象建物を収去して対象土地を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、令和元年10月30日から前号の土地明渡し済みに至るまで1か月2万4,051円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

- 7 訴訟の概要
- 本市が所有する対象土地に、被告が権原なく対象建物を建て占有していることから、建物収去土地明渡し請求の訴えを提起するものである。

訴えの提起について

- 1 事 件 名 建物収去土地明渡請求事件
- 2 原 告 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市
- 3 被 告 亀岡市追分町下島45番地の15
山惣株式会社
- 4 対 象 土 地 亀岡市保津町セイシカ1番1
亀岡市保津町セイシカ2番4
亀岡市保津町セイシカ2番5
亀岡市保津町セイシカ2番8
亀岡市保津町セイシカ3番4
亀岡市保津町セイシカ16番1
亀岡市保津町下大年47番1
- 5 対 象 建 物 対象土地上の建物
- 6 請 求 の 趣 旨 (1) 被告は、原告に対し、対象建物を収去して
対象土地を明け渡せ。
(2) 被告は、原告に対し、令和元年10月30
日から前号の土地明渡し済みに至るまで1か
月2万4,051円の割合による金員を支払
え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。